

第4部 調査・取りまとめ様式記載例

事例 1

様式 1

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査票

		〇〇局 〇〇署	
労働保険番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号	事業の種類	自動車又は軽車両による貨物の運送事業
事業の名称	A運輸(株) B営業所	労働者数	30人
事業の所在地	〒△△△-△△△△ 〇〇市〇〇町1-1-1 TEL 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		
ふりがな 被災労働者氏名	さとう いちろう 佐藤 一郎	生年月日	昭和27年 9月 1日 性別 (男) 女
職 種	営業所長	雇入年月日	昭和59年10月 1日
請求人氏名	佐藤 和子	続柄 妻	請求年月日 平成14年 1月31日
請求時の疾患名 及び発症時期	疾患名：虚血性心疾患（死亡診断書） 発症日：平成13年1月5日（発症時年齢48歳）		
現在の状況	生存 死亡 （死亡年月日 平成13年1月5日：死亡時年齢48歳）		
事業場概要	当該営業所は、主に個人宅を専門に荷物の集配を行う、いわゆる宅配便業務を行っている。管理エリアとしては、〇〇市、〇×市、〇△市となっている。 なお、県内に同社の営業所は他に6か所あるが、そのうち最も規模の大きい営業所となっている。		
事案の概要	被災労働者は、昭和59年にA運輸(株)に入社後、昭和63年に△△営業所長に就任して以降、異動を重ね約13年間にわたって所長として各営業所の管理、運營業務に携わってきた。死亡時に所属していたB営業所については、平成12年10月に着任したものである。 平成13年1月5日、8時30分頃、自宅にて出勤の準備を行っていたところで倒れ、救急車にてC病院に搬送されたが、10時30分頃死亡したものである。 請求人である妻は、被災労働者の死亡は、長時間勤務により蓄積した疲労が原因で過労死したものであると主張している。		

被災労働者の 日常業務 (具体的に記載 すること。)	副営業所長と2人で、営業所の管理・運營業務全般を担当している。そのため、副営業所長と業務内容は同じである。	資料№	頁
	<p>1 配送業務等の進捗状況の確認 8時には運転手の出庫時点検、12時30分には昼便運転手の出庫時点検、20時には終業点検等を行い、配送業務の進捗状況を確認するとともに、配送時留守宅から再配送の連絡があった場合に、運転手への連絡漏れ、配送漏れがないか確認を行うこと。</p> <p>2 顧客からの問い合わせ・苦情に対する対応 配送時留守宅から再配送の連絡、また、その依頼どおりに配送されなかった等の苦情に対し、再度配送の手配を行う等の処理を行うこと。</p> <p>3 内勤者の応援 6時、12時及び17時に配送物が△△配送センターから当該営業所に到着することから、被災労働者としては、12時及び17時の配送物について、フォークリフトを用いて分類する等の構内作業を行うこと。</p> <p>4 配送中の交通事故の処理 配送中に生じた交通事故(自転車、自動車との接触事故等)について、運転手からの第一報を受けた後、他の運転手と調整を行い、荷物の配送が滞ることがないように手配を行うとともに、示談を含め、事故処理を行うこと。</p> <p>5 売上金の管理 当日の売上金を確認し、夜間金庫に入金すること。 なお、常態として、営業時間(20時)終了後、被災労働者が夜間金庫に入金し、帰宅している。</p> <p>また、当該事業場の繁忙期はお中元時期の7月とお歳暮時期の12月であり、この時期に合わせ、アルバイトを採用するための面接、それらの者への業務指導等の業務が増加する。 なお、配送物の取扱量について、12月は27日か28日までがピークで、それを過ぎると1週間くらいは取扱量が極端に減少する。</p> <p>労働時間について、当該事業場はタイムカードを使用しているが、被災労働者の場合、営業所長ということもあり、始業時間は打刻しているものの、終業時間はほとんど打刻していない状況にある。しかしながら、上記5のとおり、被災労働者は、常態として夜間金庫に入金の上、帰宅していることから、夜間金庫の入金時間を終業時間とした。</p>	○	△
事業場(所属部署) 内における被災 労働者の位置づけ (組織図により 表すとともに 取扱実施者には○印を付記 すること。)	<pre> graph TD A[被災労働者(営業所長)] --- B["△△ △△ (副営業所長)"] B --- C["○× ○× (経理班長)"] B --- D["×× ×× (運転手班長)"] D --- E["×× ×× (運転手) (最も終業が遅い者)"] </pre>	○	△

2 出現した症状に関する事項

疾患名	脳内出血（脳出血）・くも膜下出血・脳梗塞・高血圧性脳症 心筋梗塞・狭心症・心停止（心臓性突然死を含む。）・解離性大動脈瘤 その他（虚血性心疾患）	資料No.	頁
症状の出現日	平成13年1月5日 8時30分頃	○	△
症状出現時の状況・症状の経過等	発症日当日は、営業所長会議に出席するため、いつもより出勤時間が遅く、8時10分頃、起床した。 その後、ワイシャツ、ズボンに着替え、8時30分頃、洗面所に行く途中、突然倒れ、救急車にてC病院に搬送されたが、10時30分頃死亡した。		
前駆症状	無・有〔頭痛・胸部痛・その他（ ）〕		
前駆症状の出現日	年 月 日 時 分（頃）		

3 過重負荷に関する事項

(1) 異常な出来事に関する事項（異常な出来事の実事が認められる場合に記載すること。）

異常な出来事に遭遇した日	年 月 日 時 分（頃）	資料No.	頁
異常な出来事 の状況 事故の大きさ、 被害・加害の 程度、恐怖感、 異常性の程度、 作業環境の変 化の程度等を 記載すること。			

(2) 発症前おおむね1週間(短期間)の業務に関する事項

(発症前おおむね1週間にあった負荷要因をすべてチェックすること。)				
<input checked="" type="checkbox"/> 労働時間 <input type="checkbox"/> 不規則な勤務 <input type="checkbox"/> 拘束時間の長い勤務 <input type="checkbox"/> 出張の多い業務 <input type="checkbox"/> 交替制勤務・深夜勤務 <input type="checkbox"/> 作業環境(騒音・暗・眩) <input type="checkbox"/> 精神的緊張を伴う業務 <input type="checkbox"/> その他				
	労働時間数 拘束時間数	労働時間以外の業務負荷要因の状況	資料No.	頁
発症日 (1/5)	0分	自宅にて、出勤の準備を行っていたところ、発症したものであり、労働は行っていない。	○	△
	0分			
発症日前日 (1/4)	11時間26分	正月休み明けの初日である。出庫時点検、内勤者の応援、売上金の管理等を行った後、明日(1/5)開催予定の営業所長会議において、営業成績等の報告を行うため、業務の合間をみて、資料作成等の準備を行っている。		
	12時間56分			
発症日の 2日前 (1/3)	0分	休日		
	0分			
発症日の 3日前 (1/2)	0分	休日		
	0分			
発症日の 4日前 (1/1)	11時間37分	出庫時点検、内勤者の応援、売上金の管理等を行うとともに、午後は、前日がアルバイトの賃金締切日であったため、コンピュータでの集計作業等を行っている。		
	12時間37分			
発症日の 5日前 (12/31)	11時間56分	出庫時点検、内勤者の応援、売上金の管理等を行っている。特に、午前9時頃、配送車と自転車との接触事故が発生し、自転車を運転していた子供の自宅に被災者がお詫びに行っているが、幸い自転車に乗っていた子供はかすり傷程度であったことから、対応はそれで終わっている。また、年末としての整理、年始の準備を行っている。		
	12時間56分			
発症日の 6日前 (12/30)	12時間22分	出庫時点検、内勤者の応援、売上金の管理等を行っている。		
	13時間22分			
発症日の 7日前 (12/29)	12時間11分	出庫時点検、内勤者の応援、売上金の管理等を行っている。		
	13時間11分			

	労働時間数	労働時間以外の業務負荷要因の状況	資料No.	頁
	拘束時間数			
発症日の 8日前 (12/28)	13時間25分	出庫時点検、内勤者の応援、売上金の管理等を行うとともに、 年末・年始の職員、業務等の段取・確認を行っている。	○	△
	14時間25分			
発症日の 9日前 (12/27)	12時間42分	出庫時点検、内勤者の応援、売上金の管理等を行っている。		
	13時間42分			
発症日の 10日前 (12/26)	12時間43分	出庫時点検、内勤者の応援、売上金の管理等を行っている。		
	14時間13分			
発症日の 10日前より 以前				

(3) 発症前おおむね6か月間(長期間)の業務に関する事項

	拘束時間数	時間外労働時間数	発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数		総合評価の期間
発症前1か月目	324時間13分	128時間43分			発症前1か月間 (時間外労働時間数が最大となる期間又は月100時間、2~6か月平均月80時間を超えて過重と評価できる最少期間を記載すること。)
発症前2か月目	254時間44分	62時間44分	2か月平均	95時間44分	
発症前3か月目	252時間50分	73時間50分	3か月平均	88時間26分	
発症前4か月目	253時間55分	58時間55分	4か月平均	81時間03分	
発症前5か月目	280時間31分	72時間31分	5か月平均	79時間21分	
発症前6か月目	278時間51分	95時間51分	6か月平均	82時間06分	

(総合評価の期間内にあった労働時間以外の負荷要因をすべてチェックすること。)

- 不規則な勤務 拘束時間の長い勤務 出張の多い業務
 交替制勤務・深夜勤務 作業環境(騒音・暗・湿) 精神的緊張を伴う業務 その他

	労働時間以外の業務負荷要因の状況	資料No.	頁
発症前1か月目 (12/6~1/4)	<p>出庫時点検、内勤者の応援、配送中の交通事故の処理、売上金の管理等を行っているものであるが、発症前1か月間はお歳暮の時期であったことから、配送物の急増に対応するため、①一時的にアルバイトを多数採用するための面接、それらの者への業務指導等の管理業務、②配送ミス等に係る苦情処理等が多数生じている。</p> <p>また、同様の業務を行っている副営業所長は、お歳暮の時期は、配送物の急増に伴い、アルバイトも大幅に増え、業務に追われることから、精神的にも肉体的にもかなりつらいものであると申述している。</p>	○	△
発症前2か月目	/		
発症前3か月目	/		

	労働時間以外の業務負荷要因の状況	資料No	頁
発症前4か月目			
発症前5か月目			
発症前6か月目			
発症前6か月より以前 〔発症前6か月より前から継続している身体的、精神的負荷が認められる場合に、労働時間を含む負荷要因について記載すること。〕			

4 被災労働者の身体状況に関する事項

健康診断結果	定期健康診断等の有無 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 実施時期 異常の有無 (H12年 3月) 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 (年 月) 無・有 (年 月) 無・有	内容 血圧(170mmHg - 90mmHg)が年々高くなっていることその他、肥満、血糖値が高めである旨指摘されている。 内容 内容	資料No.	頁
	身長 (174.5 cm) ・ 体重 (79.4 kg)		○	△
既往歴	既往歴の有無 <input checked="" type="radio"/> 無・有		○	△
脳・心臓疾患と関連の深い疾患名を記載すること。	疾患名 発症時期 治療期間 医療機関名 () (年 月) (年 月 ~ 年 月) () () (年 月) (年 月 ~ 年 月) () () (年 月) (年 月 ~ 年 月) () () (年 月) (年 月 ~ 年 月) () () (年 月) (年 月 ~ 年 月) ()			
家族の脳・心臓疾患の既往歴	既往歴の有無 <input checked="" type="radio"/> 無・有		○	△
	氏名 続柄 疾患名 発症時年齢 ()			
嗜好等	喫煙の有無 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 1日当たりの本数 20本、喫煙期間 10年 特記事項 () 飲酒の有無 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 1回当たりの飲酒量 缶ビール1本程度、毎日 特記事項 () 食事の好み等 好き嫌いはない。		○	△

5 主治医・産業医の意見

主治医の意見	意見書の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無 診療記録等の収集の有無 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 (意見書の内容)	資料No.	頁
		○	△
	1 C病院D医師(発症後の主治医) ① 疾患名:虚血性心疾患と心不全の疑い ② 心肺停止の状態で搬入された。心肺蘇生に対し一度も心拍再開せず、来院後約1時間を経て死亡を確認した。 ③ 心電図モニターにより虚血性心疾患と心不全を疑ったが、死因不詳のため行政解剖を依頼した。 2 E病院F医師(行政解剖を行った医師) ① 疾患名:虚血性心疾患 ② 解剖所見:心臓の冠状動脈に狭窄を伴う硬化病変、著明な心臓肥大、急死の所見(心臓血の流動性、諸臓器の鬱血、腎盂粘膜の溢血点)が認められた。	○	△
産業医の意見	意見書の有無 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 (意見書の内容)		

6 請求人提出の意見書

専門医の意見	意見書の有無 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 (意見書の内容)	資料No.	頁

(参 考)

労働時間集計表(12月6日～1月4日)

(発症前1か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
1 / 4 (木)	7:50～20:46	12:56	11:26	① 59:32	⑥=①-40 19:32
/ 3 (水)	休日				
/ 2 (火)	休日				
/ 1 (月)	7:50～20:27	12:37	11:37		
12 / 31 (日)	7:50～20:46	12:56	11:56		
/ 30 (土)	7:50～21:12	13:22	12:22		
/ 29 (金)	7:50～21:01	13:11	12:11		
/ 28 (木)	7:50～22:15	14:25	13:25	② 76:59	⑦=②-40 36:59
/ 27 (水)	7:50～21:32	13:42	12:42		
/ 26 (火)	7:50～22:03	14:13	12:43		
/ 25 (月)	休日				
/ 24 (日)	7:50～20:46	12:56	11:56		
/ 23 (土)	7:50～21:06	13:16	11:46		
/ 22 (金)	7:50～23:17	15:27	14:27		
/ 21 (木)	7:50～23:44	15:54	14:54	③ 73:18	⑧=③-40 33:18
/ 20 (水)	7:50～23:00	15:10	13:40		
/ 19 (火)	12:00～23:34	11:34	10:34		
/ 18 (月)	12:00～21:21	9:21	8:21		
/ 17 (日)	休日				
/ 16 (土)	7:50～21:29	13:39	12:39		
/ 15 (金)	7:50～22:00	14:10	13:10		
/ 14 (木)	休日			④ 61:44	⑨=④-40 21:44
/ 13 (水)	7:50～22:05	14:15	13:15		
/ 12 (火)	7:50～22:21	14:31	13:01		
/ 11 (月)	7:50～21:42	13:52	12:22		
/ 10 (日)	7:50～19:32	11:42	10:12		
/ 9 (土)	休日				
/ 8 (金)	7:50～21:44	13:54	12:54		
/ 7 (木)	7:50～21:20	13:30	12:30	⑤ 25:10	⑩=⑤-8 17:10
/ 6 (水)	7:50～21:30	13:40	12:40		
合 計		324:13		①～⑤ 296:43	⑥～⑩ 128:43

(発症前2か月目以前は省略)

業務上外の総合判断評価票

1 疾患名及び発症日

疾 患 名	心臓性突然死
発 症 日	平成13年1月5日 8時30分頃

2 過重負荷の有無
(1) 異常な出来事

異常な出来事に遭遇した日	年 月 日 時 分 (頃)
異常な出来事としての評価	異常な出来事は認められない。

(2) 発症前おおむね1週間(短期間の過重業務)

労働時間の状況	発症直前から前日までの間については、特に過重な業務は認められない。また、発症前1週間については、1日3～4時間の時間外労働を行っているが、当該期間中の総労働時間は約47時間となっている。また、発症日の2日前、3日前は休日を取得している。
勤務の不規則性の状況	始業時間は7時50分頃と一定となっている。また、終業時間は時間外労働の状況に応じ、1時間程度前後しているが、その差は大きなものではないことから、勤務の不規則性は認められない。
拘束時間の長さの状況	労働時間以外には、休憩時間が1日1時間あるのみであることから、認定基準に示された「拘束時間の長い勤務」には該当しない。
出張の状況	出張業務は認められない。
交替制勤務・深夜勤務の状況	交替制勤務・深夜勤務は認められない。
作業環境の状況	営業所内の勤務であり、暖房が行われていることから、評価すべき内容は認められない。
精神的緊張の状況	発症前1か月間はお歳暮の時期であったが、発症前1週間の期間で見れば、特に繁忙な時期は終了してきており、この期間の業務内容は精神的緊張が高かったとは認められない。
その他	
短期間の過重業務としての評価	①繁忙な時期が終了し、配送物が減少してきた頃であって、1日の時間外労働時間数は3～4時間程度、発症前1週間の総労働時間は約47時間となっていること、②その他評価すべき負荷要因が認められないことから、特に過重な業務に就労したとは判断できない。

(3) 発症前(1)か月間(長期間の過重業務)

労働時間の状況	発症前1か月間は、お歳暮の時期であることから、配送物の急増により、時間外労働時間数は128時間となっており、業務内容が在庫時点検、内勤者の応援、配送中の交通事故の処理等であることを考えると、労働密度が特に低いという状況は認められないことから、労働時間について、業務と発症との関連性は強いと評価できるものである。
勤務の不規則性の状況	始業時間は7時50分頃と一定となっている。また、終業時間は時間外労働の状況に応じ、1時間程度前後しているが、その差は大きなものではないことから、勤務の不規則性は認められない。
拘束時間の長さの状況	労働時間以外には、休憩時間が1日1時間あるのみであることから、認定基準に示された「拘束時間の長い勤務」には該当しない。
出張の状況	出張業務は認められない。
交替制勤務・深夜勤務の状況	交替制勤務・深夜勤務は認められない。
作業環境の状況	営業所内の勤務であり、暖房が行われていることから、評価すべき内容は認められない。
精神的緊張の状況	発症前1か月間はお歳暮の時期であったことから、配送物の急増に対応して、①アルバイトを多数採用するための面接、それらの者への業務指導等の管理業務、②配送ミス等に係る苦情処理等の業務が増加し、精神的緊張はかなり高かったものと認められる。
その他	
長期間の過重業務としての評価	労働時間については、発症前1か月間に128時間の時間外労働が認められることから、業務と発症との関連性は強いと評価できる。 また、発症前1か月間はお歳暮の時期であったことから、配送物の急増に対応して、①アルバイトを多数採用するための面接、それらの者への業務指導等の管理業務、②配送ミス等に係る苦情処理等の業務が増加し、精神的緊張はかなり高かったものと認められる。 以上のことを総合的に判断すると、被災労働者は、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。

3 専門医の意見

- 1) 被災労働者は、健康診断時において心疾患の指摘を受けた事実はないが、冠状動脈狭窄が潜在的に進行しており、出勤時に急性心筋梗塞の発生、あるいは急性の心筋虚血に致死的不整脈を合併して死亡したものと考えられることから、「心臓性突然死」と判断される。
- 2) 発症時期は、平成13年1月5日8時30分頃と判断される。
- 3) 調査結果によれば、発症前1か月間は業務多忙の時期に当たり、時間外労働時間は128時間と極めて長時間となっている。さらに、発症前2か月間、3か月間の月平均時間外労働時間も80時間を超えており、発症前数か月間にわたって著しい疲労の蓄積があったと思われる。
このことから、本件については、発症前の業務と心臓性突然死との間に相当の因果関係があるもの
と考える。

4 総合判断

- 1) 被災労働者に発症した疾病は、専門医の医証等から「心臓性突然死」と判断できる。これは、認定基準に示された「心停止（心臓性突然死を含む。）」に該当するものである。
また、発症日は、平成13年1月5日と判断できる。
- 2) 過重負荷について、上記2の(1)及び(2)に記載したとおり、「異常な出来事」及び「短期間の過重業務」については認められないが、「長期間の過重業務」については、上記2の(3)に記載したとおり、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。
- 3) 以上のことから、本件については、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する疾病として取り扱うのが妥当である。

業 務 上 外

業務上

業務外

事例 2

様式 1

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の 業務起因性の判断のための調査票

		〇 〇 局 〇 〇 署	
労働保険番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号	事業の種類	その他の各種事業
事業の名称	Aシステム(株)	労働者数	320人
事業の所在地	〒△△△-△△△△ 〇〇区〇〇1-1-1 TEL 〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
ふりがな 被災労働者氏名	すずき いちろう 鈴木 一郎	生年月日	昭和39年 7月24日 性別 (男) 女
職 種	営業第一課長	雇入年月日	平成 8年 3月 1日
請求人氏名	鈴木 花子	続柄	妻 請求年月日 平成14年 9月30日
請求時の疾患名 及び発症時期	疾患名：くも膜下出血 発症日：平成13年12月13日（発症時年齢37歳）		
現在の状況	生存 死亡 （死亡年月日 平成13年12月15日：死亡時年齢37歳）		
事業場概要	Aシステム(株)は、コンピュータによるネットワークシステムの設計、販売の他、半導体の設計、販売等を行っている。 また、営業部には、営業第一課と営業第二課があり、営業第一課は、工場の生産ライン等のネットワークシステムに係る営業活動を、営業第二課は、デスクワーク等のネットワークシステム、半導体等に係る営業活動を、それぞれ行っている。		
事案の概要	被災労働者は、平成8年3月からAシステム(株)において、営業部に所属し、工場の生産ライン等のネットワークシステム関係の営業業務(営業第一課所属)に従事し、平成12年4月1日からは営業第一課長として勤務していた。 平成13年12月13日、姫路にある営業先へ出張業務の帰路の途中、新幹線の中で意識を失い、新神戸駅から救急車にてB病院に搬送、くも膜下出血と診断され、入院・加療したが、同月15日に死亡したものである。		

○ 就業条件等一般的事項

職歴 (主要なものを記載すること。)	事業場名 (Aシステム㈱) (△△産業㈱) () () () ()	職種 (H8年 3月～H13年 12月) (営業職) (S63年 4月～H8年 2月) (営業職) () () () ()	資料No ○	頁 △
現在の事業場に雇入後の配属先 (直近のものから主要なものを記載すること。)	配属先 (営業第一課) (H12年 4月～H13年 12月) (課長) (営業第一課) (H11年 9月～H12年 3月) (課長代理) (営業第一課) (H8年 3月～H11年 8月) (一般職員) () () ()	職種 () () () () () ()	○	△
所定労働時間、所定休憩時間、所定休日等 (被災労働者について記載すること。)	<p>所定始業時刻 9時00分 (所定労働時間 (1日) 8時間 00分)</p> <p>所定終業時刻 18時00分 (1週間) 40時間 00分)</p> <p>所定休憩時刻 12時00分～13時00分(休憩時間 1時間00分)</p> <p>所定休日 (週休1日制・隔週週休2日制・<u>完全週休2日制</u>) その他 ・国民の祝日 ・年末年始(12/30～1/3)</p> <p>労働時間制度 (変形労働時間制・フレックス制・裁量労働制) その他</p> <p>勤務形態 <u>日勤勤務</u> 交替制(2直2交替制(日勤・夜勤)・3直3交替制) その他</p> <p>出退勤管理の状況 ①タイムカード ②<u>出勤簿</u> ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他()</p> <p>就業規則の有無 <u>有</u>・無</p> <p>その他特記事項</p>		○	△

<p>被災労働者の日常業務 （具体的に記載すること。）</p>	<p>被災労働者は、平成12年4月から営業第一課長として勤めているが、具体的な業務内容は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営業活動 商談等のため、出張業務が多いが、基本的には、10時～17時は、社外にて営業活動を行っていた。 被災労働者は課長であるため、顧客の内、大規模なもの、顧客との間でトラブルが生じたもの等について、それぞれ担当の営業社員とともに対応することとなっていた。 また、18時前後に帰社した後は、それぞれの担当と提案書、見積書等の作成、部内ミーティング等を行っていた。 なお、結果的ではあるが、部下のC氏と共に営業活動を行っていることが多かった。 2 管理者としての業務 帰社した後、営業第一課職員の業務指導、日報の点検等を行っていた。 なお、月曜日の10時、木曜日の19時からは、業務の進行状況を確認するために、営業職員がお互いに進捗状況を報告する部内ミーティングを行っていた。 3 平成13年11月末をもって退職した部下の顧客の引継ぎ 退職した部下が担当していた顧客について、他の部下に振り分けることができず、一旦、被災労働者が引き継ぎ、その後のフォローを行っていた。 <p>なお、当該事業場では、出勤簿による出勤状況の管理及び管理者による労働時間の管理はされていたが、被災労働者については時間外労働の状況を示す資料等はなかったことから、同僚、部下等の聴取を基に、被災労働者の労働時間を次のとおり推計した。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 出勤日は、出勤簿から把握した。 (2) 始業時刻は、被災労働者は8時50分には出勤していたことから、所定始業時刻は9時とした。 (3) 終業時刻は、被災労働者は、基本的に、営業先から帰社した後、事務処理を行い、24時を目途に、部下のC氏と共に退社していたことから、24時とした。これは、電車の終電時間からも妥当と判断できるものであった。 (4) また、被災労働者は、県外出張も、基本的に、朝会社に出勤の後、出張に出かけ、会社に帰社した後、事務処理を行って退社していること、出張先への移動時間中も、新幹線等の中で顧客との打ち合わせ内容、その結果の整理等の業務を行っていることが確認できたことから、会社に出勤した時間から会社を退社した時間まで(休憩時間を除く。)を労働時間として評価することとした。 なお、泊付き出張の場合については、出張先での営業活動等が不明であることから、所定労働時間労働したものと評価した。 	○	△
<p>事業場(所属部署)内における被災労働者の位置づけ 組織図により表すとともに聴取実施者には○印を付記すること。</p>	<pre> graph TD A["○○ ○○ (営業部長)"] --- B["○○ △△ (営業第二課長)"] A --- C["被災労働者 (営業第一課長)"] C --- D["○ C氏 (課長代理)"] C --- E["△△ ×× (課長代理)"] C --- F["×× ×× (課長代理)"] </pre>	○	△

2 出現した症状に関する事項

疾患名	脳内出血（脳出血） <u>も膜下出血</u> ・脳梗塞・高血圧性脳症 心筋梗塞・狭心症・心停止（心臓性突然死を含む。）・解離性大動脈瘤 その他（ ）	資料No.	頁
症状の出現日	平成13年12月13日・9時30分頃	○	△
症状出現時の状況、症状の経過等	被災労働者は、平成13年12月12日から出張業務についており、姫路のホテルに宿泊していた。同月13日9時頃、ホテルを出発し、部下のC氏と営業先の事業場に向かっていったところ、急に激しい頭痛が生じたことから、営業先にはC氏のみで向かうこととし、被災労働者は体を休めながら1人で会社に戻ることにした。 姫路駅から新幹線に乗車したものの、12時10分頃、車内で意識を失っているところを発見され、新神戸駅から救急車にて、B病院に搬送、くも膜下出血と診断され、入院・加療を受けたが、同月15日に死亡した。		
前駆症状	無・有〔頭痛・胸部痛・その他（ ）〕		
前駆症状の出現日	年 月 日 時 分（頃）		

3 過重負荷に関する事項

(1) 異常な出来事に関する事項（異常な出来事の実事が認められる場合に記載すること。）

異常な出来事に遭遇した日	年 月 日 時 分（頃）	資料No.	頁
異常な出来事 の状況 （事故の大きさ、被害・加害の程度、恐怖感・異常性の程度、作業環境の変化の程度等を記載すること。）			

(2) 発症前おおむね1週間(短期間)の業務に関する事項

(発症前おおむね1週間にあつた負荷要因をすべてチェックすること。)				
<input checked="" type="checkbox"/> 労働時間 <input type="checkbox"/> 不規則な勤務 <input type="checkbox"/> 拘束時間の長い勤務 <input checked="" type="checkbox"/> 出張の多い業務 <input type="checkbox"/> 交替制勤務・深夜勤務 <input type="checkbox"/> 作業環境(騒音・暗・湿) <input type="checkbox"/> 精神的緊張を伴う業務 <input type="checkbox"/> その他				
	労働時間数 拘束時間数	労働時間以外の業務負荷要因の状況	資料№	頁
発症日 (12/13)	0時間30分	9時頃、ホテルを出発し、部下のC氏と営業先の事業場に向かっていたところ、急に激しい頭痛が生じたことから、営業先にはC氏のみで向かうこととし、被災労働者は体を休めながら1人で会社に戻ることにした。その帰路である新幹線内で意識を失っているところを発見されている。	○	△
	0時間30分			
発症日前日 (12/12)	8時間00分	午前中、会社で事務処理を行い、13時過ぎ、大阪に向け出発した。大阪では1件顧客を回って、その後、姫路に移動した。 (泊付きの出張に出かけている。)		
	9時間00分			
発症日の 2日前 (12/11)	14時間00分	会社に出勤後、11時過ぎ、甲府の顧客のところに出張している。その後は、会社に戻り、事務処理を行って、退社している。 (日帰り出張に出かけている。)		
	15時間00分			
発症日の 3日前 (12/10)	0分	休日		
	0分			
発症日の 4日前 (12/9)	3時間00分	休日出勤し、主に、11日の出張先に持参する提案書等の作業を行っていた。		
	3時間00分			
発症日の 5日前 (12/8)	10時間00分	午前中、営業活動に出かけており、午後は、顧客に会社まで来てもらい、14時から2時間程度、打ち合わせを行っていた。職場の忘年会があり、20時には退社した。		
	11時間00分			
発症日の 6日前 (12/7)	14時間00分	午前中、事務処理を行い、午後は営業活動のため、社外に出っていた。		
	15時間00分			
発症日の 7日前 (12/6)	8時間00分	会社に出勤後、11時過ぎに、長野の顧客を訪れ、商談がまとまっている。そのため、この日は、会社に戻らず、そのまま帰宅した。 (日帰り出張に出かけている。)		
	9時間00分			

	労働時間数	労働時間以外の業務負荷要因の状況	資料No.	頁
	拘束時間数			
発症日の 8日前 (12/5)	14時間00分	午前中、事務処理を行い、午後は、明日の顧客との商談について、担当と打ち合わせを行っている。	○	△
	15時間00分			
発症日の 9日前 (12/4)	14時間00分	会社に出勤後、9時には、山形に向け出発している。山形市内で3か所、顧客を回っている。その後、会社に戻り、事務処理を行って、退社している。 (日帰り出張に出かけている。)		
	15時間00分			
発症日の 10日前 (12/3)	0分	休日		
	0分			
発症日の 10日前より 以前				

(3) 発症前おおむね6か月間（長期間）の業務に関する事項

	拘束時間数	時間外労働時間数	発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数		総合評価の期間	
			2か月平均	6か月平均		
発症前1か月目	290時間00分	101時間00分			発症前1か月間 (時間外労働時間数が最大となる期間又は月100時間、2～6か月平均月80時間を超えて過重と評価できる最少期間を記載すること。)	
発症前2か月目	265時間00分	72時間00分	86時間30分			
発症前3か月目	273時間00分	84時間00分	85時間40分			
発症前4か月目	277時間00分	86時間00分	85時間45分			
発症前5か月目	266時間00分	74時間00分	83時間24分			
発症前6か月目	268時間00分	76時間00分	82時間10分			
(総合評価の期間内にあった労働時間以外の負荷要因をすべてチェックすること。) <input type="checkbox"/> 不規則な勤務 <input type="checkbox"/> 拘束時間の長い勤務 <input checked="" type="checkbox"/> 出張の多い業務 <input type="checkbox"/> 交替制勤務・深夜勤務 <input type="checkbox"/> 作業環境(騒音・暗・熱) <input type="checkbox"/> 精神的緊張を伴う業務 <input type="checkbox"/> その他						
	労働時間以外の業務負荷要因の状況				資料No.	頁
発症前1か月目 (11/13～12/12)	商談等のための県外出張が多く、この期間には、日帰りのものを7回、一泊付きのものを2回の延べ9回の県外出張を行っていた。 ・日帰りの出張は、11/20 甲府、11/21 静岡、11/28 名古屋、11/30 大阪、12/4 山形、12/6 長野、12/11 甲府 となっている。 ・一泊付きの出張は、11/15・16 石川・福井、12/12・13 大阪・姫路 となっている。 また、11月末をもって部下の1人が急に辞めてしまい、被災労働者がその後を引き継いで、営業活動等を行っていた。 このような被災労働者の働き方について、一緒に仕事を行っていた課長代理のC氏は、被災労働者は課長としてみんなの先頭に立って仕事をしなければならないと考えており、県外出張でも基本的には会社に戻り、仕事を行っていた。非常にきついものであると申述している。				○	△
発症前2か月目	/					
発症前3か月目	/					

	労働時間以外の業務負荷要因の状況	資料No.	頁
発症前4か月目			
発症前5か月目			
発症前6か月目			
発症前6か月より以前 発症前6か月より前から継続している身体的、精神的負荷が認められる場合に、労働時間を含む負荷要因について記載すること。			

4 被災労働者の身体状況に関する事項

健康診断結果	定期健康診断等の有無 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 実施時期 異常の有無 (H12年8月) 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 内容 尿潜血 (+) 要精密検査 (H10年9月) 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 内容 肝機能障害 要精密検査 (年 月) 無・有 内容 身長 (167.3 cm) ・ 体重 (61.0 kg)	資料№ ○	頁 △
既往歴 <small>脳・心臓疾患と関連の深い疾患名について記載すること。</small>	既往歴の有無 <input checked="" type="radio"/> 無・有 疾患名 発症時期 治療期間 医療機関名 () (年 月) (年 月 ~ 年 月) () () (年 月) (年 月 ~ 年 月) () () (年 月) (年 月 ~ 年 月) () () (年 月) (年 月 ~ 年 月) () () (年 月) (年 月 ~ 年 月) () () (年 月) (年 月 ~ 年 月) ()	○	△
家族の脳・心臓疾患の既往歴	既往歴の有無 <input checked="" type="radio"/> 無・有 氏名 続柄 疾患名 発症時年齢 ()	○	△
嗜好等	喫煙の有無 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 1日当たりの本数20本程度、喫煙期間10年 特記事項 () 飲酒の有無 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 1回当たりの飲酒量日本酒1合程度、毎日 飲酒歴10年 特記事項 () 食事の好み等 (特になし。)	○	△

5 主治医・産業医の意見

主治医の意見	意見書の有無 <input checked="" type="radio"/> 有・無	資料№	頁
	<p>診療記録等の収集の有無 <input checked="" type="radio"/>有・無</p> <p>(意見書の内容)</p> <p>B病院D医師(発症後の主治医)</p> <p>① 疾病名:くも膜下出血を認める。後に脳血管撮影にて前交通動脈に破裂脳動脈瘤を認めた。</p> <p>② 発症時、全身性のけいれんを来し、昏睡状態にて当院へ搬送。翌日、血管内塞栓術を施行したが、昏睡状態は回復せず、同月15日13時に死亡した。</p> <p>③ 解剖ではくも膜下出血を認めるのみで、脳血管に動脈硬化などは、特に認められなかった。</p>	○	△
産業医の意見	意見書の有無 有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
	<p>(意見書の内容)</p>		

6 請求人提出の意見書

専門医の意見	意見書の有無 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	資料№	頁
	<p>(意見書の内容)</p>		

(参考)

労働時間集計表(11月13日~12月12日)

(発症前1か月目)

	労働時間 (始業~終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
12/12(火)	9:00~18:00	9:00	8:00	① 57:00	⑥=①-40 17:00
/11(月)	9:00~24:00	15:00	14:00		
/10(日)	休日				
/9(土)	14:00~17:00	3:00	3:00		
/8(金)	9:00~20:00	11:00	10:00		
/7(木)	9:00~24:00	15:00	14:00		
/6(水)	9:00~18:00	9:00	8:00		
/5(火)	9:00~24:00	15:00	14:00	② 70:00	⑦=②-40 30:00
/4(月)	9:00~24:00	15:00	14:00		
/3(日)	休日				
/2(土)	休日				
/1(金)	9:00~24:00	15:00	14:00		
11/30(木)	9:00~24:00	15:00	14:00		
/29(水)	9:00~24:00	15:00	14:00		
/28(火)	9:00~24:00	15:00	14:00	③ 56:00	⑧=③-40 16:00
/27(月)	9:00~24:00	15:00	14:00		
/26(日)	休日				
/25(土)	休日				
/24(金)	9:00~24:00	15:00	14:00		
/23(木)	休日				
/22(水)	9:00~24:00	15:00	14:00		
/21(火)	9:00~24:00	15:00	14:00	④ 58:00	⑨=④-40 18:00
/20(月)	9:00~24:00	15:00	14:00		
/19(日)	休日				
/18(土)	休日				
/17(金)	9:00~24:00	15:00	14:00		
/16(木)	9:00~18:00	9:00	8:00		
/15(水)	9:00~18:00	9:00	8:00		
/14(火)	9:00~24:00	15:00	14:00	⑤ 28:00	⑩=⑤-8 20:00
/13(月)	9:00~24:00	15:00	14:00		
合計		290:00		①~⑤ 269:00	⑥~⑩ 101:00

(発症前2か月目以前は省略)

業務上外の総合判断評価票

1 疾患名及び発症日

疾患名	くも膜下出血
発症日	平成13年12月13日 9時30分頃

2 過重負荷の有無

(1) 異常な出来事

異常な出来事に遭遇した日	年 月 日 時 分 (頃)
異常な出来事としての評価	異常な出来事は認められない。

(2) 発症前おおむね1週間(短期間の過重業務)

労働時間の状況	発症直前から前日までの間については、特に過重な業務に就労したとは認められない。 また、発症前1週間の総労働時間は約50時間となっている。
勤務の不規則性の状況	始業時刻は9時頃と一定になっていること等から、勤務の不規則性は認められない。
拘束時間の長さの状況	労働時間以外には、休憩時間が1日1時間であることから、認定基準に示された「拘束時間の長い勤務」には該当しない。
出張の状況	発症前1週間において、日帰り出張1回、一泊付きの出張1回を行っており、出勤した6日間のうち、3日間が県外出張を行っているものであり、その頻度は多いものと認められる。 また、業務内容も、営業活動であり、かつ、出張先への移動時間中も業務を行っていることから、出張はある程度の負荷があったものと認められる。
交替制勤務・深夜勤務の状況	交替制勤務・深夜勤務は認められない。
作業環境の状況	特に、作業環境として評価すべき事項は認められない。
精神的緊張の状況	11月末に部下が1人退職し、その顧客等を被災労働者が引継いでいるが、これにより、さらに業務に追われる状況になってはいるものの、精神的緊張が高いとは認められない。
その他	
短期間の過重業務としての評価	出張についてはある程度の負荷があったと認められるものの、発症前1週間の総労働時間は約50時間となっており、これらを総合的に判断すると、特に過重な業務に就労したとは認められない。

(3) 発症前（1）か月間（長期間の過重業務）

労働時間の状況	発症前1か月間において、時間外労働時間数は101時間となっており、被災労働者の就労状況等を考慮すると、労働密度が特に低いという状況は認められないことから、労働時間について、業務と発症との関連性は強いと評価できるものである。
勤務の不規則性の状況	始業時刻は9時頃と一定になっていること等から、勤務の不規則性は認められない。
拘束時間の長さの状況	労働時間以外には、休憩時間が1日1時間であることから、認定基準に示された「拘束時間の長い勤務」には該当しない。
出張の状況	発症前1か月間において、出勤した22日間のうち、日帰り出張7回、一泊付きの出張2回と延べ9回(11日間)県外出張を行っているものであり、その頻度は多いものと認められる。 また、業務内容も、営業活動であり、かつ、出張先への移動時間中も業務を行っていることから、出張は相当の負荷があったものと認められる。
交替制勤務・深夜勤務の状況	交替制勤務・深夜勤務は認められない。
作業環境の状況	特に、作業環境として評価すべき事項は認められない。
精神的緊張の状況	11月末に部下が1人退職し、その顧客等を被災労働者が引継いでいるが、これにより、さらに業務に追われる状況になってはいるものの、精神的緊張が高いとは認められない。
その他	
長期間の過重業務としての評価	労働時間については、発症前1か月間に101時間の時間外労働が認められることから、業務と発症との関連性は強いと評価できる。 また、発症前1か月間において、出勤した22日間のうち、日帰り出張7回、一泊付きの出張2回と延べ9回(11日間)県外出張を行っているものであり、その頻度は多いものと認められる。 以上のことを総合的に判断すると、被災労働者は、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。

3 専門医の意見

- 1) 被災労働者に発症した疾患名は、発症状況、主治医の医証等から脳動脈瘤の破裂による「くも膜下出血」と判断される。
- 2) 発症時期は、主治医の医証等から平成13年12月13日9時30分頃と判断される。
- 3) 被災労働者には、くも膜下出血を発症し得る基礎的病態として脳血管の病変などが推認されるが、
 - ① 発症前1か月間には、100時間を超える時間外労働に従事していること
 - ② 発症前1か月間には、県外出張として、日帰りの出張が7回、一泊付きの出張が2回の延べ9回(11日間)県外出張を行っていること
 - ③ 11月末に部下が1人退職したことにより、その者が行っていた業務を被災労働者が引き継いだこと等を勘案すると、脳血管の病変を、これらの業務が相対的に有力な要因となって作用して増悪させ、くも膜下出血の発症を促進したと考えられる。

4 総合判断

- 1) 被災労働者に発症した疾病は、専門医の医証等からくも膜下出血と判断できる。
また、発症日は、平成13年12月13日と判断できる。
- 2) 過重負荷について、上記2の(1)及び(2)に記載したとおり、「異常な出来事」及び「短期間の過重業務」については認められないが、「長期間の過重業務」については、上記2の(3)に記載したとおり、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。
- 3) 以上のことから、本件については、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する疾病として取り扱うのが妥当である。

業務上外

業務上

業務外

事例 3

様式 1

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の 業務起因性の判断のための調査票

		〇〇局 〇〇署	
労働保険番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号	事業の種類	自動車又は軽車両による貨物の運送事業
事業の名称	A運送(株) B営業所	労働者数	35人
事業の所在地	〒△△△-△△△△ 〇〇区〇〇1-2-3 TEL 〇〇〇(〇〇〇) 〇〇〇〇		
ふりがな 被災労働者氏名	まつもと いちろう 松本 一郎	生年月日	昭和19年 6月24日 性別 <input checked="" type="radio"/> 男 女
職 種	タンクローリー運転手	雇入年月日	昭和42年 4月 1日
請求人氏名	松本 花子	続柄	妻 請求年月日 平成13年 7月17日
請求時の疾患名 及び発症時期	疾患名：脳内出血 発症日：平成12年11月24日（発症時年齢5.6歳）		
現在の状況	生存 <input checked="" type="radio"/> 死亡（死亡年月日 平成12年11月28日：死亡時年齢5.6歳）		
事業場概要	A運送(株)B営業所では、C製油所にて燃料（ガソリン・灯油）を積み込み、配車表にて指定されたガソリンスタンド、工場等に配送を行っている。配送地域は〇〇県全域と隣接する2県の一部地域となっている。 ・会社案内等（資料No. 〇）		
事案の概要	被災労働者は、当該事業場において、タンクローリー運転手として、24年間勤務していた。 平成12年11月24日午前4時頃、事業場に出勤し、タイムカードを打刻した後、車両点検を行い、ガソリン等を積み込むため、C製油所に向け出発した。 その後、午前5時40分頃、高速道路の路肩にタンクローリーを止め、意識を失い、ハンドルにもたれかかっている被災労働者が発見され、D病院に搬送、「脳内出血」と診断されて、入院加療が行われたが、同月28日に死亡したものである。		

1 就業条件等一般的事項

職歴 (主要なものを記載すること)	事業場名 (A運送(株)) (S42年4月~H12年11月) (運転手等) ()	資料No.	頁
現在の事業場に 雇入後の配属先 (直近のものから 主要なものを 記載すること)	配属先 (B営業所) (H10年4月~H12年11月) (運転手) (E営業所) (6年6月~10年4月) (営業所長) (E営業所) (元年4月~6年5月) (事務係) (E営業所) (S42年4月~H元年3月) (運転手) () () () () () () () () () () () ()	○	△
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 (被災労働者について記載すること)	<p>所定始業時刻 7時45分 (所定労働時間 (1日) 7時間00分)</p> <p>所定終業時刻 15時45分 (1週間) 40時間00分)</p> <p>所定休憩時刻 12時00分~13時00分(休憩時間 1時間00分)</p> <p>所定休日 (週休1日制 隔週週休2日制 完全週休2日制)</p> <p>その他 ・変形労働時間制にて、1か月間に7日の休日 ・特別休暇として、月1日 ・年末年始(12月31日~1月3日) ・会社創立記念日</p> <p>労働時間制度 (<u>変形労働時間制</u> ・フレックス制 ・裁量労働制)</p> <p>その他</p> <p>勤務形態 <u>日勤勤務</u> 交替制 (2直2交替制 (日勤・夜勤) ・3直3交替制)</p> <p>その他</p> <p>出退勤管理の状況 ①<u>タイムカード</u> ②出勤簿 ③管理者による確認 ④<u>本人の申告</u> ⑤<u>その他</u> タコメーター、業務日報</p> <p>就業規則の有無 (有) ・ 無</p> <p>その他特記事項</p>	○	△

被災労働者の 日常業務 (具体的に記載 すること。)	被災労働者は、14klのタンクローリーに乗務し、C製油所から燃料(ガソリン・灯油)の配送を行っていた。 被災労働者は、出勤後、タイムカードに打刻し、空の状態のタンクローリーでB営業所を出庫し、C製油所にてガソリン等の燃料を積み込み、配車表にて指定されたガソリンスタンド等に燃料を配送する。 燃料をガソリンスタンド等に降ろすと、再度、C製油所に行き、次のガソリンスタンド等に配送を行う。 この行程を1日に3回程度行うが、配送先がC製油所から近い場合等には、4行程のときもある。 また、ガソリン等の積み込み、積み卸しは、計器による自動作業で約30分ほどかかるが、その間、被災労働者は、ガソリン等の漏れが生じていないか等の監視業務を行い、B営業所とC製油所までの間については、基本的に、高速道路の使用が認められていたものの、1日の走行距離の平均は約380kmとなっていた。 さらに、配送先は、前日に渡される配車表により、被災労働者は把握していたものである。 労働時間については、被災労働者はタイムカードで管理されていたため、始業・終業時刻については、タイムカードを基にした。 なお、運行計画等を作成している配車担当者等の聴取からも、タイムカードは正しく打刻等されていたことを確認した。 次に、タコメーター、業務日報から、タンクローリーが停車している時間は、その時間の長さから、ほとんどC製油所でガソリン等を積んでいる時間か、ガソリンスタンド等でガソリン等を降ろしている時間であると判断した。 また、同僚等の聴取でも、被災労働者は、ほとんど休憩時間を取らないで業務に従事していたということが確認できていることから、ガソリン等の積み降ろし中については、それぞれ30分程度であるが、被災労働者はガソリン等の漏れが生じていないか等の監視業務を行っていることから、労働時間に含めている。	資料No. ○	頁 △
事業場(所属部署) 内における被災 労働者の位置づけ (組織図により 表すとともに 聴取実施者には○印を付記 すること。)	<pre> graph TD A((○ ○ ○ ○ 営業所長)) --- B(△ △ △ △ 配車担当者) A --- C((× × × × 班長)) C --- D[松本 一郎 被災労働者] C --- E(□ □ □ □ 同僚) F[その他トラック運転者は 30名] --- E </pre>	○	△

2 出現した症状に関する事項

疾患名	脳内出血（脳出血）・くも膜下出血・脳梗塞・高血圧性脳症 心筋梗塞・狭心症・心停止（心臓性突然死を含む。）・解離性大動脈瘤 その他（	資料No.	頁
症状の出現日	平成12年11月24日 午前4時40分頃（推定）	○	△
症状出現時の状況・症状の経過等	平成12年11月24日午前3時30分頃自宅を出発し、午前4時に出勤、タイムカードを打刻後、15分程度、タンクローリーの点検を行い、午前4時15分頃、タンクローリーを運転して、B営業所を出庫した。 午前4時40分頃（タコメーターから確認）から、F自動車道Gパーキングエリア手前付近に停車していたが、午前5時40分頃、同自動車道を走行中の他社の運転手により、運転席で意識不明の被災労働者が発見され、午前5時49分救急通報され、D病院に搬送された。		
前駆症状	無・有〔頭痛・胸部痛・その他（ ）〕		
前駆症状の出現日	年 月 日 時 分（頃）		

3 過重負荷に関する事項

(1) 異常な出来事に関する事項（異常な出来事の事実が認められる場合に記載すること。）

異常な出来事に遭遇した日	年 月 日 時 分（頃）	資料No.	頁
異常な出来事 の状況 事故の大きさ、被害・加害の程度、恐怖感・異常性の程度、作業環境の変化の程度等を記載すること。			

(2) 発症前おおむね1週間（短期間）の業務に関する事項

(発症前おおむね1週間にあった負荷要因をすべてチェックすること。)				
<input checked="" type="checkbox"/> 労働時間 <input checked="" type="checkbox"/> 不規則な勤務 <input type="checkbox"/> 拘束時間の長い勤務 <input type="checkbox"/> 出張の多い業務 <input type="checkbox"/> 交替制勤務・深夜勤務 <input type="checkbox"/> 作業環境（騒音・騒・眩） <input checked="" type="checkbox"/> 精神的緊張を伴う業務 <input type="checkbox"/> その他				
	労働時間数 拘束時間数	労働時間以外の業務負荷要因の状況	資料No.	頁
発症日 (11/24)	40分	午前4時に出勤し、意識を失っている状態で発見されるまでの間、誰も会っていないため、詳細は不明であるが、タクシーから午前4時40分まで運転を行っていたことが認められることから、当該時刻まで労働を行っていたものとする。 なお、走行距離は34kmであった。	○	△
	40分			
発症日前日 (11/23)	13時間45分	3行程の配送業務を行っている。走行距離は450kmとなっている。 また、出勤時刻は午前4時30分となっている。		
	13時間55分			
発症日の 2日前 (11/22)	14時間10分	4行程の配送業務を行っている。走行距離は468kmとなっている。 また、出勤時刻は午前3時55分となっている。		
	14時間20分			
発症日の 3日前 (11/21)	9時間00分	3行程の配送業務を行っている。走行距離は172kmとなっている。 また、出勤時刻は午前5時15分となっている。		
	10時間00分			
発症日の 4日前 (11/20)	10時間10分	3行程の配送業務を行っている。走行距離は382kmとなっている。 また、出勤時刻は午前7時40分となっている。		
	10時間30分			
発症日の 5日前 (11/19)	0分	休日		
	0分			
発症日の 6日前 (11/18)	10時間30分	3行程の配送業務を行っている。走行距離は303kmとなっている。 また、出勤時刻は午前5時20分となっている。		
	10時間50分			
発症日の 7日前 (11/17)	0分	休日（特別休暇）		
	0分			

	労働時間数	労働時間以外の業務負荷要因の状況	資料№	頁
	拘束時間数			
発症日の 8日前 (11/16)	11時間20分	3行程の配送業務を行っている。走行距離は332kmとなっている。 また、出勤時刻は午前4時30分となっている。	○	△
	11時間45分			
発症日の 9日前 (11/15)	12時間25分	3行程の配送業務を行っている。走行距離は385kmとなっている。 また、出勤時刻は午前4時30分となっている。		
	12時間50分			
発症日の 10日前 (11/14)	15時間15分	3行程の配送業務を行っている。走行距離は539kmとなっている。 また、出勤時刻は午前3時45分となっている。		
	15時間35分			
発症日の 11日前より 以前				

(3) 発症前おおむね6か月間（長期間）の業務に関する事項

	拘束時間数	時間外労働時間数	発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数		総合評価の期間	
発症前1か月目	249時間15分	73時間35分			発症前6か月間 (時間外労働時間数が最大となる期間又は月100時間、2～6か月平均月80時間を超えて過重と評価できる最少期間を記載すること。)	
発症前2か月目	243時間10分	67時間10分	2か月平均	70時間22分		
発症前3か月目	181時間25分	24時間35分	3か月平均	55時間06分		
発症前4か月目	230時間15分	103時間05分	4か月平均	67時間06分		
発症前5か月目	248時間25分	80時間25分	5か月平均	69時間10分		
発症前6か月目	245時間05分	77時間00分	6か月平均	70時間58分		
(総合評価の期間内にあつた労働時間以外の負荷要因をすべてチェックすること。) <input checked="" type="checkbox"/> 不規則な勤務 <input type="checkbox"/> 拘束時間の長い勤務 <input type="checkbox"/> 出張の多い業務 <input type="checkbox"/> 交替制勤務・深夜勤務 <input type="checkbox"/> 作業環境(騒音・暗・湿) <input checked="" type="checkbox"/> 精神的緊張を伴う業務 <input type="checkbox"/> その他						
	労働時間以外の業務負荷要因の状況				資料No.	頁
発症前1か月目 (10/25～11/23)	1 配送先は、前日の業務終了後、入庫したときに次の日の配車表が渡され、それにより、被災労働者は把握していたものであり、その配送先により、被災労働者は次の日の始業時刻を決定しており、所定労働時間の始業時刻は午前7時45分であるものの、午前3時台から午前8時台(午前3時台が3日、午前4時台が6日、午前5時台が10日、午前6時台が1日、午前7時台が1日、午前8時台が1日)と、不規則な状態となっていた。 2 14klのタンクローリーにおいて、ガソリン等の危険物の輸送を行っていたものである。 3 同僚のタンクローリー運転手は、前日の配車表をもらわないと仕事の開始時間が決まらないし、早朝の出発が多く、睡眠時間も不規則となり、一方で危険物を扱っているのも、非常に気を遣い、大変であると申述している。				○	△
発症前2か月目 (9/25～10/24)	業務の就労状況としては、基本的に上記と同じであるが、勤務の不規則性は、午前3時台が2日、午前4時台が6日、午前5時台が8日、午前6時台が3日、午前7時台が2日、午前8時台が2日となっている。				○	△
発症前3か月目 (8/26～9/24)	業務の就労状況としては、基本的に発症前1か月目と同じであるが、勤務の不規則性は、午前3時台が1日、午前4時台が6日、午前5時台が4日、午前6時台が1日、午前7時台が6日、午前8時台が1日となっている。				○	△

	労働時間以外の業務負荷要因の状況	資料No.	頁
発症前4か月目 (7/27～8/25)	業務の就労状況としては、基本的に発症前1か月目と同じであるが、勤務の不規則性は、午前3時台が2日、午前4時台が6日、午前5時台が8日、午前6時台が4日、午前7時台が1日となっている。	○	△
発症前5か月目 (6/27～7/26)	業務の就労状況としては、基本的に発症前1か月目と同じであるが、勤務の不規則性は、午前3時台が1日、午前4時台が5日、午前5時台が8日、午前6時台が5日、午前7時台が5日、午前8時台が1日となっている。	○	△
発症前6か月目 (5/28～6/26)	業務の就労状況としては、基本的に発症前1か月目と同じであるが、勤務の不規則性は、午前3時台が5日、午前4時台が4日、午前5時台が7日、午前6時台が1日、午前7時台が6日、午前8時台が1日となっている。	○	△
発症前6か月より以前	発症前6か月より前から継続している身体的、精神的負荷が認められる場合に、労働時間を含む負荷要因について記載すること。		

4 被災労働者の身体状況に関する事項

健康診断結果	<p>定期健康診断等の有無 無 (有)</p> <p>実施時期 異常の有無 (H12年8月) 無 (有) 内容 高血圧症、糖尿病、肝機能障害</p> <p>(H10年9月) 無 (有) 内容 高血圧症、糖尿病、肝機能障害</p> <p>(年 月) 無・有 内容</p> <p>身長 (167.3 cm) ・ 体重 (61.0 kg)</p>	資料No. ○	頁 △																												
既往歴 (脳・心臓疾患と関連の深い疾患名について記載すること。)	<p>既往歴の有無 無 (有)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>疾患名</th> <th>発症時期</th> <th>治療期間</th> <th>医療機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(高血圧症)</td> <td>(H5年7月)</td> <td>(H5年7月～H12年11月)</td> <td>(H病院)</td> </tr> <tr> <td>(糖尿病)</td> <td>(H5年7月)</td> <td>(H5年7月～H12年11月)</td> <td>(H病院)</td> </tr> <tr> <td>(肝機能障害)</td> <td>(H8年10月)</td> <td>(H8年10月～H12年11月)</td> <td>(H病院)</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>(年 月)</td> <td>(年 月～ 年 月)</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>(年 月)</td> <td>(年 月～ 年 月)</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>(年 月)</td> <td>(年 月～ 年 月)</td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table>	疾患名	発症時期	治療期間	医療機関名	(高血圧症)	(H5年7月)	(H5年7月～H12年11月)	(H病院)	(糖尿病)	(H5年7月)	(H5年7月～H12年11月)	(H病院)	(肝機能障害)	(H8年10月)	(H8年10月～H12年11月)	(H病院)	()	(年 月)	(年 月～ 年 月)	()	()	(年 月)	(年 月～ 年 月)	()	()	(年 月)	(年 月～ 年 月)	()	○	△
疾患名	発症時期	治療期間	医療機関名																												
(高血圧症)	(H5年7月)	(H5年7月～H12年11月)	(H病院)																												
(糖尿病)	(H5年7月)	(H5年7月～H12年11月)	(H病院)																												
(肝機能障害)	(H8年10月)	(H8年10月～H12年11月)	(H病院)																												
()	(年 月)	(年 月～ 年 月)	()																												
()	(年 月)	(年 月～ 年 月)	()																												
()	(年 月)	(年 月～ 年 月)	()																												
家族の脳・心臓疾患の既往歴	<p>既往歴の有無 無 (有)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>続柄</th> <th>疾患名</th> <th>発症時年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(松本 太郎)</td> <td>(父)</td> <td>(脳溢血)</td> <td>(49才)</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	続柄	疾患名	発症時年齢	(松本 太郎)	(父)	(脳溢血)	(49才)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	○	△
氏名	続柄	疾患名	発症時年齢																												
(松本 太郎)	(父)	(脳溢血)	(49才)																												
()	()	()	()																												
()	()	()	()																												
()	()	()	()																												
()	()	()	()																												
()	()	()	()																												
嗜好等	<p>喫煙の有無 無 (有) { 1日当たりの本数20本程度、喫煙期間10年 } 特記事項 ()</p> <p>飲酒の有無 無 (有) { 1回当たりの飲酒量：日本酒1合程度、毎日 } 飲酒歴10年 } 特記事項 ()</p> <p>食事の好み等 { 好き嫌いは特にない。 }</p>	○	△																												

5 主治医・産業医の意見

主治医の意見	意見書の有無 (有)・無	資料No.	頁
	<p>診療記録等の収集の有無 有・(無)</p> <p>(意見書の内容)</p> <p>1 D病院I医師(発症後の主治医)</p> <p>① CT上、脳幹部に血腫(大きさ2×2×4cm)が認められたため、脳幹出血(脳内出血)と診断した。</p> <p>② 点滴による保存的加療を行ったが、11月28日死亡した。 なお、高血圧症、糖尿病は脳内出血の危険因子である。</p> <p>2 H病院J医師(発症前の主治医)</p> <p>被災労働者は、治療・投薬の結果、血圧は138~126/74~76mmHg、血糖はHbA_{1c}5.9~6.1%という状態になっていた。治療には、規則正しく通院してきており、薬の服用も確実に進んでいたものと考えている。</p>	○	△
産業医の意見	<p>意見書の有無 有・(無)</p> <p>(意見書の内容)</p>		

6 請求人提出の意見書

専門医の意見	意見書の有無 有・(無)	資料No.	頁
	<p>(意見書の内容)</p>		

(参 考)

労働時間集計表(10月25日~11月23日)

(発症前1か月目)

	労働時間 (始業~終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
11/23(木)	4:30~18:25	13:55	13:45	① 57:35	⑥=①-40 17:35
/22(水)	3:55~18:15	14:20	14:10		
/21(火)	5:15~15:15	10:00	9:00		
/20(月)	7:40~18:10	10:30	10:10		
/19(日)	休日				
/18(土)	5:20~16:10	10:50	10:30		
/17(金)	休日				
/16(木)	4:30~16:15	11:45	11:20	② 50:10	⑦=②-40 10:10
/15(水)	4:30~17:20	12:50	12:25		
/14(火)	3:45~19:20	15:35	15:15		
/13(月)	5:50~13:45	7:55	7:35		
/12(日)	休日				
/11(土)	休日				
/10(金)	8:20~12:20	4:00	3:35		
/9(木)	5:30~17:00	11:30	11:05	③ 56:45	⑧=③-40 16:45
/8(水)	4:25~17:15	12:50	12:35		
/7(火)	4:25~15:00	10:35	10:20		
/6(月)	5:30~18:20	12:50	12:35		
/5(日)	休日				
/4(土)	6:05~16:30	10:25	10:10		
/3(金)	休日				
/2(木)	5:45~10:20	4:35	4:35	④ 69:05	⑨=④-40 29:05
/1(水)	4:25~17:50	13:25	13:15		
10/31(火)	5:25~19:00	13:35	13:25		
/30(月)	3:40~17:20	13:40	13:20		
/29(日)	5:00~17:55	12:55	12:45		
/28(土)	5:40~17:50	12:10	11:45		
/27(金)	休日				
/26(木)	5:40~14:45	9:05	8:05	⑤ 8:05	⑩=⑤-16 0:00
/25(水)	休日				
合 計		249:15		①~⑤ 241:40	⑥~⑩ 73:35

(発症前2か月目以前は省略)

業務上外の総合判断評価票

1 疾患名及び発症日

疾 患 名	脳内出血
発 症 日	平成12年11月24日午前4時40分頃

2 過重負荷の有無

(1) 異常な出来事

異常な出来事に遭遇した日	年 月 日 時 分 (頃)
異常な出来事としての評価	異常な出来事は認められない。

(2) 発症前おおむね1週間(短期間の過重業務)

労働時間の状況	総労働時間数は57時間35分、時間外労働時間数は17時間35分となっているものの、2日の休日が取得されている。
勤務の不規則性の状況	配送先は、前日の業務終了後、入庫したときに次の日の配車表が渡され、それにより、被災労働者は把握していたものであり、その配送先により、被災労働者は次の日の始業時刻を決定していた。所定労働時間の始業時刻は午前7時45分であるものの、午前3時台から午前7時台と、不規則な状態となっており、不規則な勤務と認められる。
拘束時間の長さの状況	休憩時間をほとんど取得していないことから、ほとんど総労働時間数が拘束時間数となっている。このような状態は、認定基準に示された「拘束時間の長い勤務」には該当しない。
出張の状況	出張は認められない。
交替制勤務・深夜勤務の状況	交替制勤務・深夜勤務は認められない。
作業環境の状況	考慮すべき内容は認められない。
精神的緊張の状況	配送しているものは、ガソリン等の燃料(危険物)であり、走行中は些細な事故も発生させてはならないという重大な危険回避責任を負うなど、日常的に精神的緊張は高かったものと判断できる。
その他	
短期間の過重業務としての評価	業務の不規則性、精神的緊張は認められるものの、労働時間の状況等を含め、総合的に判断すると、特に過重な業務に就労したとは認められない。

(3) 発症前6か月間（長期間の過重業務）

労働時間の状況	時間外労働時間数は、発症前6か月間にわたって、1か月当たり70時間58分となっている。被災労働者の就労状況等を考慮すると、労働密度が特に低いものとは判断できないことから、労働時間について、業務と発症との関連性は強いと評価できるおおむね80時間には至っていないものの、関連性は強いものと考えられる。
勤務の不規則性の状況	配送先は、前日の業務終了後、入庫したときに次の日の配車表が渡され、それにより、被災労働者は把握していたものであり、その配送先により、被災労働者は次の日の始業時刻を決定していた。所定労働時間の始業時刻は午前7時45分であるものの、午前3時台から午前8時台と、不規則な状態となっており、不規則な勤務と認められる。
拘束時間の長さの状況	休憩時間をほとんど取得していないことから、ほとんど総労働時間数が拘束時間数となっている。このような状態は、認定基準に示された「拘束時間の長い勤務」には該当しない。
出張の状況	出張は認められない。
交替制勤務・深夜勤務の状況	交替制勤務・深夜勤務は認められない。
作業環境の状況	考慮すべき内容は認められない。
精神的緊張の状況	配送しているものは、ガソリン等の燃料(危険物)であり、走行中は些細な事故も発生させてはならないという重大な危険回避責任を負うなど、日常的に精神的緊張は高かったものと判断できる。
その他	
長期間の過重業務としての評価	労働時間について、業務と発症との関連性が強いと評価されるおおむね80時間には至っていないものの、関連性は強いものと考えられる。 また、配送先については、前日の業務終了後に配車表を渡されることにより把握し、その配送先により、次の日の始業時刻を決定しているものであり、結果的に深夜から早朝にかけての出勤となっており、極めて不規則な勤務となっている。さらに配送物は、ガソリン等の燃料(危険物)であり、走行中は些細な事故も発生させてはならないという重大な危険回避責任を負うなど、日常的に精神的緊張が高かったものと判断できる。 以上のことを総合的に判断すると、被災労働者は、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。

3 専門医の意見

- (1) 被災労働者に発症した疾患名は脳幹出血であることは明らかであり、疾病名は脳内出血と判断する。
また、発症日は、平成12年11月24日と判断できる。
- (2) 被災労働者には高血圧症と糖尿病の基礎疾患が存在していたが、通院治療は行われており、十分コントロールされていたものと考えられる。
- (3) また、発症前の就労状況については、時間外労働時間のみでは著しい疲労が蓄積するようなものとは考えられないが、
ア) 深夜から早朝といった不規則な勤務であったこと
イ) ガソリン等という危険物の輸送を行っていたことを勘案すると、これらの業務を通じ、疲労の蓄積が生じ、それによって、血管病変等が自然経過を超えて著しく増悪し、脳内出血を発症させたことは否定できない。

4 総合判断

- (1) 被災労働者に発症した疾病は、専門医の医証等から判断して脳内出血と判断できる。
また、発症日は、症状が出現し、D病院に搬送された平成12年11月24日と判断できる。
- (2) 過重負荷について、「異常な出来事」及び「短期間の過重業務」については認められないものの、「長期間の過重業務」については、上記2の(3)に記載したとおり、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められる。
- (3) また、専門医も、本件について、時間外労働時間数、不規則な勤務であること、ガソリン等の危険物の輸送を行っており、日常的に精神的緊張が高かったことを総合的に判断すると、発症前の業務による疲労の蓄積により脳内出血を発症させたことは否定できないとされている。
- (4) 以上のことから、被災労働者は、発症前6か月間にわたって、長時間労働・不規則な勤務・日常的に精神的緊張の高い業務に従事することにより、「疲労の蓄積」が生じ、これが血管病変等を自然経過を超えて著しく増悪させ、本件疾病を発症させたものと判断できることから、本件については、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する疾病として取り扱うのが妥当である。

業務上外

業務上

業務外